

第二次質問に対する回答

令和8年4月30日

事業者 様

保育課長

令和8年度松本市小規模保育事業設置運営事業者募集に関する質問について、下記のとおり回答します。

記

番号	募集要項の項番	質問内容	松本市回答
1	8(1)イ	賃貸物件の既存物件の改修により設置する場合、本体工事費の保育対策総合支援事業補助金の補助基準額は、就学前教育・保育施設整備交付金についての別表2-8 ■本体工事費 定員20名以下 89,800千円 ですか。	既存賃貸物件の改修により設置する場合は保育対策総合支援事業補助金の対象です。 基準額上限は27,193,000円（令和7年度）です。 詳細は、公募ページ（市HP）の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」P19を参照してください。
2	8(1)イ	賃貸物件の既存物件の改修により設置する場合、着工から保育所まで建物賃借料の補助金はありますか。	既存賃貸物件の改修により設置する場合は保育対策総合支援事業補助金の対象です。貸主に対して支払う賃借料には、着工から保育所開所までの建物賃借料が含まれます。詳細は、公募ページ（市HP）の「松本市地域型保育事業設置・運営事業者 募集要項」P8を参照してください。
3	8(1)イ	賃貸物件の既存物件の改修により設置する場合、既存建物に設置してある看板・装飾などの取り外し、外壁塗装・外構修繕について、本体工事費に含まれますか。	現在交付金の対象可否を確認中のため、判明次第回答を公開いたします。
4	8(1)イ	賃貸物件の既存物件の改修により設置する場合、設計料の保育対策総合支援事業補助金の補助基準額は、就学前教育・保育施設整備交付金についての別表2-8 ■本体工事費 設計料加算 本体工事費に係る交付基準額の5%ですか。	既存賃貸物件の改修により設置する場合は保育対策総合支援事業補助金の対象です。当該補助金において設計料は補助対象外です。詳細は、公募ページ（市HP）の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」P19を参照してください。

番号	募集要項の項番	質問内容	松本市回答
5		本公募におきまして、不動産会社が貸地を借り、その貸地に事務所を建設予定、その事務所を賃貸し保育園用に内装整備しようとして計画しておりますが問題ないでしょうか。	現在交付金の対象可否を確認中のため、判明次第回答を公開いたします。